

○国土交通省告示第千百九十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）を実施するため、昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

昭和四十七年建設省告示第三百五十号の一部を改正する告示

昭和四十七年建設省告示第三百五十号（建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容）の一部を次のように改正する。

表とび・土工・コンクリート工事の項中「、工作物の解体」を削る。

表管工事の項中「冷暖房」の下に「、冷凍冷蔵」を加える。

表は装工事の項中「ほ装工事」を「舗装工事」に、「ほ装する工事」を「舗装する工事」に改める。
表に次のように加える。

解体工事

工作物の解体を行う工事

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、表とび・土工・コンクリート工事の項の改正規定及び表に次のように加える改正規定は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。